

＜臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金＞ 平成27年度事業説明

●制度概要●

平成26年4月からの消費税率引上げに際し、所得の低い方々、また、子育て世帯への負担の影響を緩和するための支援策として、26年度に引続き一部制度を変更し臨時的な措置として実施します。なお、以下2つの給付金制度にて、対象者に下記のとおり給付します。
(申請制度)

臨時福祉給付金

① 臨時福祉給付金とは？

増税負担の影響が大きい方々（低所得者）への負担に鑑み、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給。（平成27年10月から平成28年9月分として）

② 給付対象者

平成27年度分 市府民税（均等割）が課税されない方が対象。

※ただし、ご自身を扶養している方が課税されている場合
生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外。

・原則、基準日（平成27年1月1日）において住民登録がされている市町村となります。

③ 給付額

給付対象者1人につき 6千円

子育て世帯臨時特例給付金

① 子育て世帯臨時特例給付金とは？

子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な措置として、子育て世帯臨時特例給付金を支給。

② 給付対象者

平成27年6月分の 児童手当（特例給付を除く）を受給している方が対象です。

③ 給付額

対象児童1人につき 3千円

○当該事業での必要な情報

- ・住民基本台帳情報
- ・住民税課税状況情報
- ・児童手当受給情報
- ・生活保護受給情報